

日本労働同盟 西労働同盟會之則改正案

第七章 立字総則

八 本會は日本労働同盟西労働同盟會と稱す。

九 本會は日本労働同盟に加盟せる労働組合も以て組織す。

第八章 目的及事業

一 本會は日本労働同盟の綱領、宣言、主張、母體を期すると共に、本會加盟組合の利益を増進し、運動を連絡、統一を図るを以て目的とする。

二 本會は前条の目的を達する爲めに、左の事業を行ふ。

- 一 宣傳教育
- 二 出版
- 三 職業
- 四 組合上の連絡
- 五 労働事情調査
- 六 労働争議調査

第九章 機関

一 本會は機関を分ちて左の三種とし、一 大会、理事會、

二 本會は役員並に各組合選出代表

職員を以て組織し、毎年一回春期に開かれ、重要事項を協議決定す。但し、理事會の必要に於ては臨時大會を用催すも亦を得。各組合は左の標準に依り大會の代表員を選出するものとし。

- 一 會費完納會員が未滿の組合は二名、
- 二、 五名若しくは四、組合は五十名毎に一名、
- 三、 五名若しくは五、組合は五十名若しくは二段に依り、五名若しくは五名毎に一名、
- 但し、端數半數以上を達したる時は是を以て、

理事會は左の標準に依り各組合より選出するものとし、

- 一、 二十名以下、組合 二名
- 二、 二十名以上三十名以下、組合 三名
- 三、 三十名以上五十名以下、組合 四名

大会及び理事會の議長は會長とし、但し、議長は各組合の多數を以て、

第四章 役員

一 本會は毎年の定期大會に於て左の役員を選挙し、大會及び理事會の決議を執行せしむるものとし、役員任期は各一年とし、再選を許す。

第五章 會計

一 本會の經費は各組合より徴収し、其金額は毎年の定期大會に於て之を定む。

第六章 附則

一 本會は理事會の推薦により顧問を選出するを得。

二 顧問は本會の各組合出席し發言する事を得ると決議権を有せざるものとし、

三 本則は大會出席代表役員五名の三以上の同意を以て非ずしては改定する事を得ず、以上